

新規事業採択時評価結果（平成21年度新規事業化予定箇所）

担当課：道路局国道・防災課  
担当課長名：深澤 淳志

事業の概要

事業名	一般国道394号榎林バイパス	事業区分	一般国道	事業主体	青森県
起終点	自：青森県上北郡七戸町鉢森平 至：青森県上北郡七戸町附田向	延長	3.4km		
<p><b>事業概要</b></p> <p>一般国道394号は、青森県むつ市を起点とし、青森県弘前市に至る、本県下北、南部地方と津軽地方を結ぶ主要な幹線道路であり、新幹線七戸駅（仮称：H22年度開業予定）へのアクセス道路としての重要性がましている路線である。</p> <p>榎林バイパスは七戸町榎林地区の隘路区間を解消し、安全で円滑な交通の確保を目的とした延長3.4kmの2車線道路である。</p> <p><b>事業の目的、必要性</b></p> <p>榎林バイパスは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現国道394号七戸町榎林地区の幅員狭小、線形不良、急勾配の隘路区間を解消。</li> <li>・バイパス整備により通過交通の転換を図り、安全で円滑な交通の確保および走行性の向上。</li> <li>・第2次緊急輸送道路の代替機能確保</li> <li>・一般国道45号上北道路ICへの、近隣町村からのアクセス向上。等を目的とする。</li> </ul> <p>全体事業費：25億円 計画交通量：4,700～5,200台/日</p> <p><b>事業概要図</b></p> <p>凡例          供用中：[実線]          事業中：[点線]          H21年度新規事業箇所：[赤点線]          調査区間：[点線]</p>					

**関係する地方公共団体等の意見**

- ・H16. 10. 13 国道394号の整備促進（榎林バイパスの早期着工について）[上北行政連絡協議会]
- ・H17. 12. 15 国道394号の整備促進（榎林バイパスの早期着工について）[国道394号整備促進期成同盟会]
- ・H18. 12. 8 国道394号の整備促進（榎林バイパスの早期着工について）[国道394号整備促進期成同盟会]
- ・H20. 1. 30 国道394号榎林バイパスの早期着工について[北奥羽開発促進協議会]

**事業採択の前提条件**

- ・便益が費用を上回っている
- ・地元の各種団体等から早期整備の要望を受けており、円滑な事業執行の環境が整っている。

事業評価結果

費用対便益	B/C	1.5	総費用：22億円 （事業費：19億円 維持管理費：2.7億円）	総便益：33億円 （走行時間短縮便益：30億円 走行費用減少便益：0.93億円 交通事故減少便益：1.7億円）	基準年 平成20年
	感度分析の結果	交通量変動	B/C=1.3（交通量 -10%）	B/C=1.6（交通量 +10%）	
		事業費変動	B/C=1.4（事業費 +10%）	B/C=1.7（事業費 -10%）	
	事業期間変動	B/C=1.4（事業期間 +2年間）	B/C=1.6（事業期間 -2年間）		
事業の影響	自動車や歩行者への影響	評価項目	評価	根拠	
		渋滞対策	-	注目すべき影響はない 【渋滞損失時間の改善】 【1kmあたり（台kmあたり）渋滞損失時間】 【渋滞度曲線】 【その他の特徴】	
		事故対策	○	死傷事故率が高い区間の事故の減少が見込まれる 【死傷事故率】 101件/億台キロ（H8～18並行する国道394号の区間最大値）→約9割の低減 ※（青森県平均：60.4件/億台キロ（H17）） 【その他の特徴】 通過交通が排除され、現道の安全性が向上する。	
		歩行空間	○	・現道は通学路であるが歩道未整備であり、バイパスへの通過交通転換により、現道を利用する歩行者の安全を確保	
	社会全体への影響	住民生活	○	・東北町から公立七戸病院（第二次救急医療施設）のアクセスが向上（東北町～公立七戸病院 24分⇒20分） ・東北町から南部地方生活圏の中核都市である十和田市までのアクセスが向上。（東北町～十和田市 39分⇒35分）	
		地域経済	○	・新幹線駅（H22開業予定）へのアクセスが向上（東北町～（仮）七戸駅 24分⇒20分） ・七戸町からむつ小川原開発地域へのアクセス機能向上（七戸町～六ヶ所村 70分⇒66分）	
		災害	○	・現道に架かる天童橋（S37年架設）は耐震補強が難しいパイルベント橋脚であり、バイパス整備に伴い新設橋を架設することで第2次緊急輸送路である国道394号の代替機能を確保	
		環境	-	・注目すべき影響はない	
地域社会	○	・新幹線七戸駅（仮称：H22開業予定）から下北半島国定公園（入込数140万人）へのアクセス向上			
事業実施環境	○	一般国道45号上北天間林道路と歩調を合わせた整備を行うことにより、地域一体となった交通網の整備を図る			

採択の理由

事業主体である青森県が実施した評価結果に基づけば、費用便益比が1.5と便益が費用を上回っていることから、事業採択の前提条件が確認できる。

また、当該区間の隘路区間の解消、交通事故対策への効果、現在事業中の上北天間林道路への近隣町村からのアクセス向上が期待でき、事業の必要性・社会全体への効果は高いと判断出来る。

以上より、本事業を採択した。

※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。